

令和5年3月6日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
大洗研究所 環境保全部

廃棄物管理施設の工事計画の変更届出書に関する行政相談

大洗研究所の廃棄物管理施設において、廃棄物管理事業変更許可申請書における「5. 廃棄物管理施設の工事計画」に関する変更届出書を提出するにあたり、以下の方針について確認したい。

廃棄物管理施設のうち、固体集積保管場Ⅰ（建家/遮蔽スラブ）及び固体廃棄物減容処理施設（建家/設備）の工事計画は、変更許可申請の内容に関わるものではなく、既許可の工事計画であり、令和5年2月17日付け令04原機(環境)021で行った第2回補正の決裁日（提出日と同日）を起点に、変更の届出を行いたい。

また、既許可の竜巻対策に係る工事（廃液処理棟の改修、 β ・ γ 固体処理棟Ⅳの改修、固体集積保管場Ⅰの改修、 β ・ γ 固体処理棟Ⅱの改修、 α 一時格納庫の改修、廃液貯留施設Ⅰの改修及び有機廃液一時格納庫の改修）については、申請中の事業変更許可の対象となるため、本変更届出の対象外とする。

以上